

外国人観光客受入環境整備状況調査業務 質問に対する回答

記載箇所	質問の内容	回答
提案説明書 9(2)ア (札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録がない者が提出する書面 エ 納税証明書(市区町村税))	本店所在地が東京都特別区にある法人の場合、「納税証明書(市区町村税)」として、どの機関が発行する、どの税目の証明書を提出すればよいでしょうか。あわせて、「課税されているすべての税目」に含まれる税目の範囲をご教示ください。	東京都特別区の場合、都税事務所が発行する、市区町村税にあたる税目について証明を受けてください。 なお、市区町村税の税目は、法人住民税、固定資産税、事業所税、都市計画税です。
提案説明書 8(末尾の※)・9(2)ア	業務の一部を再委託する事業者と、企画提案書の実施体制に記載する外部の協力事業者は、それぞれ8末尾の※にいう「構成員」に該当しますか。該当する場合、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録のない当該事業者が提出する書面と、その提出時期をご教示ください。	企画提案書の実施体制に記載する外部の協力事業者は「構成員」に該当いたします。書面については、契約相手方の代表者が提出する書面の内容をもって、構成員を含む体制全体の状況を判断いたします。 そのため、構成員個別の書類提出は不要ですが、その内容については代表者が一括して責任を負うものとします。外部の協力事業者の状況を確認のうえ、参加申込書・申出書の作成をお願いいたします。 また、本契約においては、札幌市の標準契約約款を用い契約書を作成する想定であり原則として再委託を認めておりませんが、本市がやむをえないと認めた場合に限り再委託を認めております。 参加申込書の提出段階で提出書類はありませんが、企画提案書において、再委託内容・範囲をご記載ください。そのうえで、契約締結後に改めて必要な書類(再委託に係る申出書や登記事項証明書等)をご案内いたしますので、ご提出いただき、本市で当該事業者への再委託の可否を判断いたします。

		【参考：札幌市標準契約約款（抜粋）】 （再委託の禁止） 第5条 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、役務の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。 2 受託者は、前項ただし書の規定により役務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。 3 委託者は、前項の承諾にあたり、受託者に対して、受託者が第1項の規定ただし書の規定により役務の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する役務の範囲、その他必要な事項の通知を求めることができる。 4 受託者は、第1項及び第2項の規定により役務の一部を第三者に委託した場合、委託者に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものとする。
提案説明書 9(2)イ・5(4)イ	「提案者の団体名称が記載されていないもの」（10部）において、会社概要・類似業務の実績・実施体制について、提案者や協力事業者を特定できる業務名・発注者名・法人名等は、どの範囲まで記載してよいでしょうか。	提案者の名称のほか、ご提示いただいた情報のうち、提案者を特定・推測できる情報は含めないようご記載ください。なお、協力事業者名についても提案者の類推ができる場合には、ご記載をお控えください。
提案説明書 4(1)イ・4(3)	令和3年度に実施された関係事業者アンケート調査の調査票（設問・選択肢）と、概要版4頁「受入環境整備の現況比較表」の作成方法（項目ごとの集計の分母、対象外の扱い、「英語」「その他の言語」の加重平均点の算出方法）について、ご提供いただくことは可能でしょうか。	契約締結後、受託者に対して調査票と詳細版の調査結果報告書をご提供することは可能ですが、比較表の作成方法については掲載されておりませんのでご了承ください。

提案説明書 4(3)	4(3)では、市内観光事業者調査・市民向け調査とも、令和3年度実施調査との比較結果を報告書で示すこととされていますが、公開されている令和3年度調査の概要版には市民向けの調査が見当たりません。市民向け調査について、比較の対象として想定されている調査があれば、その名称と、ご提供いただける資料（調査票・集計結果等）をご教示ください。	令和3年度においては、市民向け調査は行っておりませんので、提案説明書に記載のとおり、国内の他自治体やDMOが実施する調査結果等も参照し、市民意識を把握する上で必要と判断する調査項目を選定し、比較してください。
提案説明書 4(1)ア・エ	市内観光事業者調査の配布先について、市が保有する名簿等をご提供いただくことは可能でしょうか。	契約締結後、受託者に対して令和3年度実施時の送付先事業者の名称はご提供できます。 また、調査対象施設については提案事項に含まれますので、観光分野に関する専門的な知見を踏まえ、本市の調査対象施設をご選定ください。
提案説明書 4(1)	本業務のアンケート調査の実施に当たり、貴市が「宿泊施設利用状況調査」「観光客入込数等調査」「観光施設利用状況調査」等の各種統計調査において調査票を送付している事業者・施設のリストについて、本業務の調査票配布先として提供いただくことは可能でしょうか。可能な場合、提供時期及び提供形式についてもお教えください。	「宿泊施設利用状況調査」「観光客入込数等調査」「観光施設利用状況調査」については、契約締結後、受託者に対して送付先の事業者・施設の名称をご提供可能（エクセル形式）です。ただし、調査対象施設については提案事項に含まれておりますので、観光分野に関する専門的な知見を踏まえ、本市の調査対象施設をご選定ください。
提案説明書 4(1)	一般社団法人札幌観光協会、札幌商工会議所、札幌おもてなし委員会、宿泊・飲食・交通の各業界団体等に対し会員への周知協力を依頼する場合、貴市から当該団体へ事前に協力依頼をいただくことは可能でしょうか。	契約締結後に受託者と調整のうえ検討いたします。
提案説明書 4(1)ア・ウ	令和3年度に実施された外国人観光客受入環境整備状況調査業務では、関係事業者アンケート調査として514施設に調査票を配布されたと承知しておりますが、当該配布先はどのような方法・情報源により選定されたものでしょうか。	当時の契約受託者が所持しているデータより選定しておりました。

提案説明書 4(1)イ	必須とされている令和3年度調査「3-1. 関係事業者アンケート調査」の項目について、公開されている概要版には設問の一部のみが記載されております。令和3年度に使用された調査票（設問文及び選択肢の全文）をご提供いただけますでしょうか。ご提供いただける場合、その時期（契約締結後か否か）についてもご教示ください。	契約締結後、受託者に対してご提供可能です。
提案説明書 4(1)エ	「業種・エリア毎の傾向を統計的に比較分析可能なサンプル数を確保すること」とありますが、「エリア」の区分について貴市の指定又は想定はございますでしょうか。行政区単位、都心部とその他の区分、観光情報の発信等で用いられている観光エリア区分など、想定される区分があればご教示ください。また、受入環境整備に係る補助事業その他の観光施策において貴市が用いているエリア区分があれば、あわせてご教示ください。	エリアの区分については、本市の指定や想定はございません。効果的な調査結果を得るための市内観光エリアの区分方法について、知見に基づきご検討いただき、ご提案によりお示しください。 なお、観光客向けには、観光ガイドマップにおいて中心部と広域で分けているほか、広域では7区分に分かれております。 【参考：さっぽろ観光マップ】 https://www.sapporo.travel/cms/wp-content/uploads/2025/12/%E6%9C%AD%E5%B9%8C%E5%B8%82_%E8%A6%B3%E5%85%89MAP_%E4%B8%AD%E5%BF%83%E9%83%A8%E3%83%BB%E5%BA%83%E5%9F%9F.pdf
提案説明書 4(2)エ	「主たる観光地を生活圏とする住民の意見が十分に反映されるよう配慮すること」とありますが、貴市が想定される「主たる観光地」及びその「生活圏」の範囲をご教示ください。また、当該エリアに居住する回答者について、最低サンプル数等の指定はございますでしょうか。	「主たる観光地」及び「生活圏」については、本市の環境を踏まえ、貴社の経験や知見に基づき整理・設定した上で、提案によりお示しください。 また、最低サンプル数等の指定はございませんが、統計調査において信頼できる数となるようご提案ください。
提案説明書 4(2)	札幌市民向け調査の実施に当たり、広報さっぽろ、貴市ホームページ、貴市公式SNS等を通じた周知・回答協力の呼びかけを行っていただくことは可能でしょうか。	当該呼びかけについては、契約締結後に受託者と調整のうえ検討いたします。なお、提案説明書記載のとおり、目標サンプル数を確実に回収・確保するための具体的な手法や工夫については、提案事項としていただいております。

		す。
提案説明書 4(3)	令和3年度実施調査との比較結果を報告書で示すに当たり必要となる、令和3年度調査の詳細版報告書（本編）、単純集計表、クロス集計表及び回答データについて、受託者への提供は可能でしょうか。可能な場合、公募期間中にご提供いただけるか、受託後のご提供となるかについてもご教示ください。	契約締結後、詳細版報告書（本編）及び回答データを受託者に対してご提供可能です。
提案説明書 4(1)ア	札幌市宿泊施設受入環境整備補助金及び札幌市観光施設受入環境整備補助金の申請事業者に対し、本業務の調査への協力を依頼することは可能でしょうか。	当該補助金申請事業者に対する協力依頼は、基本的にはできないものとしてご提案をお願いいたします。